

八幡浜市有償運送運営協議会設置要綱

〔平成20年2月29日〕
制 定

改正 平成28年1月28日制定

（目的）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、交通空白地区の解消による市民の福祉向上を図るため、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送の必要性、これらを行う場合において旅客から収受する対価、その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、八幡浜市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

2 協議会を主宰する八幡浜市長（以下「市長」という。）は、法第79条の2の規定による登録の申請に係る公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について協議会において協議を行う場合、あらかじめ当該申請者の意見を聴取するものとする。

（協議会の委員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 八幡浜市を営業区域に含むバス、タクシー、その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) バス、タクシー事業者の運転手で組織する団体

- (4) 利用が予想される市民、関係する地域住民の代表
- (5) 四国運輸局長若しくは愛媛運輸支局長又はその指名する職員
- (6) 八幡浜市において現に有償運送を行なっている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうち、その代表者が指名する者
- (7) 学識経験者その他市長が必要と認める者

2 協議会の委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

4 協議会の委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

5 協議会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

6 協議会の議事は、合議とする。ただし、協議が整わない場合には、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。

8 協議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から施行する。

附 則（平成28年1月28日制定）

この要綱は、平成28年1月28日から施行する。